

## 第5章

「スポーツ倫理の機序とスポーツ世界の方向性」

本章は本研究の最終課題である「スポーツ倫理」を確定する章である。本研究においては主としてヨーナスの理論に依拠しているので、まず、第3章で検討したヨーナス理論を整理する。尚、下線はキーワードを指している。

ヨーナスはハイデガーの問いを引き継ぎ、倫理学を當為の学としてよりも人間存在の場を探求する領域と捉える。そしてハイデガーの弟子であるW.マルクス、シュルツと同様に、倫理学の主題が「責任」にあるとの立場に立つ。ヨーナスのいう責任とは、従来の互恵的関係に生ずるものではなく、影響を与える側に一方的に生ずるものである<sup>1</sup>。

ヨーナスは、現在の時代状況に立脚した新しい倫理学を提唱した。ヨーナスの事実判断（現状分析）は、巨大化した科学技術が引き起こした環境破壊、そして未来世代への危害の深刻化にある。つまり、人間の存在基盤である自然界を人間自身が乱開発し、人間自身が危機に頻していると押さえている。

このような時代状況においては個人間倫理だけでは不十分であり、政治哲学的具体化<sup>2</sup>を要請する。従来の個人中心から国家政策の指針、さらに国際政治にまで射程を広げる必要がある。

ヨーナスは専門家・細分化が進んだ現代社会には専門的知識を有した科学者や技術者の倫理が重要と判断する。

人間の生存基盤である環境世界の危機を鑑みて、ヨーナスは當為に対して存在を優先する<sup>3</sup>。

現代においては、「今、ここ」での行為が、未来世代あるいは遠隔地の人々にも影響を及ぼすことがある。したがって、世代間倫理、遠隔責任の倫理<sup>4</sup>が必要である。遠隔責任倫理学は、地球全体主義を要求する。

ヨーナスの方法は「恐怖の発見法」<sup>5</sup>である。未来予測が不確実である以上、未来存在を「賭け」の対象にしてはならない<sup>6</sup>。現在の科学技術に代表される、人間の能力の際限のない拡大が、人類を滅亡させる恐れを強調することによって、存在から當為を導く第一の倫理原則が発見できる。

<sup>1</sup> Vgl. Jonas, S.172-183.

<sup>2</sup> a.a.O., S.26.

<sup>3</sup> a.a.O., S.96-102.

<sup>4</sup> a.a.O., S.61-69.

<sup>5</sup> a.a.O., S.7-8.

<sup>6</sup> a.a.O., S.76.-83.

ヨーナスは、マルキシズム倫理学および進歩思想を批判する<sup>7</sup>。彼には一貫して反ユートピア的姿勢が流れている。彼は未来の不安を重視し、よい予想よりも悪い予想を優先する必要性を強調する<sup>8</sup>。

ヨーナスの主張する新しい責任概念は、大別すると一方的責任<sup>9</sup>と、集団的責任である。彼は、従来の「個人的」「相互（互恵）的」「同時代的」「（地域的）直接的」責任に代わり、「共同的（集団的）」「一方的」「世代間」「（地域的）遠隔」責任を主張する（p.83.の図参照）。彼の提唱する新しい責任概念は、本研究で課題とした「存在と当為」「善と正」それぞれの優先性に解答を与える。つまり彼は、「存在」を優先し、その存在を確保するために「善」を優先する必要性を説くのである<sup>10</sup>。

以上のように整理したヨーナスの理論から、スポーツ世界そして特に薬物ドーピング問題を見たとき、スポーツ世界はどうあるべきか、そして薬物ドーピングはどのように評価されるべきか、さらに未来においてスポーツ世界、薬物ドーピングはどうあるべきか、というスポーツ世界の方向性を提示することが本章の課題である。

## 1. スポーツ世界と生活世界

「存在」そして「善」を優先することによってのみ、人間の存続という条件が満たされると考えられる。現状分析の結果からは、現在のスポーツ世界が「善よりも正が優先されている」と捉えられる。だが、スポーツ世界の「善と正」あるいは「存在と当為」のあるべき姿については既存の議論からは解答できない。そこで本章では、まず生活世界とスポーツ世界の関係を明らかにした上で、スポーツ世界を存在論的観点から考察する必要がある。その際、ヨーナスが用いる「恐怖の発見法」からスポーツ世界を透視する。

### 1.1. スポーツ世界と生活世界の関係

スポーツ世界は 18 世紀のイギリスという生活世界においてのみ成立した特殊世界で

<sup>7</sup> a.a.O., Fünftes Kapitel und Sechstes Kapitel.

<sup>8</sup> a.a.O., S.70-75.

<sup>9</sup> a.a.O., S.184-198.

<sup>10</sup> 「正」を優先するリベラリズムでは、存在を優先できない。自己決定を認めるためにはインフォームド・コンセントが必要であるが、環境問題を視野に入れるならば、インフォームド・コンセントだけでは十分ではないし、今後も十分になることはない。したがって人間にはある種の(専門家の)バターナリズムが必要である。

ある<sup>11</sup>。しかも特殊世界はそれを取り巻く外部環境と全く独立して存在していない点は重要である。その意味で、特殊世界であるスポーツ世界も生活世界との関係を考慮する必要がある。

また両者の関係を考える場合、あくまで基底にあるのは生活世界である。生活世界なしにはスポーツ世界も存在しない、さらに第1章で見たように、人間は自然的世界とは異なる人間独自の世界<sup>12</sup>である生活世界に生きる。しかし、生活世界は環境世界があつてはじめて成立可能という二重構造をなしている。その中でヨーナスは、現代の状況を、地球全体の生命活動や生活圏が著しく危機に瀕していると捉える。そのためヨーナスは、倫理学を存在論から基礎づけ、当為に対して存在を優先する立場に立つ。ヒューム、カント、G.E.ムーアが唱えた存在から當為への道はないとする自然主義的誤謬に基づく主張は、ヨーナスによればドグマにすぎず、存在からこそ當為が導かれるとする。

ヨーナスの主張から考えると、生活世界の基盤である環境世界の維持を前提に、生活世界を維持することが人類共通の普遍的な原則として導き出せる。これはスポーツ世界全体にも当てはまるであろう<sup>13</sup>。

## 1.2. スポーツ世界(スポーツ共同体)について

ここで用いる特殊世界は、特定の人々の集団、つまり共同体を指す。非常に広い範囲の集団を含むことも可能である。スポーツ世界、音楽世界はもちろん、ヒッピー集団や、ストリートパフォーマンス集団、麻薬を吸う集団、宗教集団、さらには、科学者の共同体や医者の集団も含まれられる<sup>14</sup>。

本稿の共同体には、第2章で見たようにコミュニタリアンの主張、つまり共通の理念、善、伝統を重視する集団を指す。コミュニタリアンが把握する「共同体」とは、国家と個人の間にある中間団体を意味する。つまりルソー＝ジャコバン型の国家と個人の二極対立型の国家モデルに対し、トクヴィル＝アメリカ型の中間団体を重視する国家モデルである。したがって、一国の内部においてはスポーツ世界共同体は中間団体である。しかし、地球

<sup>11</sup> 森田啓、「スポーツ世界の形成・スポーツ世界の参加について～スポーツ倫理学のための基礎的研究～」、『体育思想研究』第1号、1997.pp.87-100.

<sup>12</sup> 人が自然に主体的に働きかけて加工した世界。

<sup>13</sup> 本稿では第3章で見たように、従来の個人的責任に加え集団的責任の重要性を認める。このような環境倫理学に基づくことにより、本稿では集団の責任について言及することが可能となり、また言及する必要がある。

全体を視野に入れる環境倫理の主張を考慮すれば、国家自体も一つの中間団体と考えられる。こうした対比から発展させれば、IOC や I F などに統括された国際スポーツ世界もまた一つの共同体と位置づけられる。

本稿では、生活世界においては国家という枠組みが重要であると考える。もちろん近代国家はさまざまな問題を抱えているが、例えばポスト・モダニズムが唱える国家解体は不可能である。その理由は以下の通りである。現在の多くの国家は、多様な利害・主張を持つ多くの集団から成立している。こうした事情を互いにもつ国家同士が、現在の国際社会において調整し合っている。そのため、国家間あるいは国際社会における決定事項が、すべての自国民に支持されるわけではない。その点における困難さはどの国家も抱えている。しかし、仮に国家を再編し、単一の主張を有する人々から構成する国家が成立したとすれば、他国との調整は現在よりもより困難になると推定される。極論すれば、国家内部にいくつかの対立、問題を抱えるか、あるいは国家同士が真っ向から敵対するかの選択である。国際社会を前提とする限り、前者の方が次善であると判断できる。

したがって、生活世界の秩序回復に貢献することを基礎に据えるスポーツ倫理にとって、国家という中間団体は重要である。スポーツにおける国家という枠は、過去にさまざまな問題を生じさせてきたが、現在の状況においては、佐伯が主張する「ゆるやかなナショナリズム」の形成に貢献できるし、そのように努めるのがよいと考えられる。

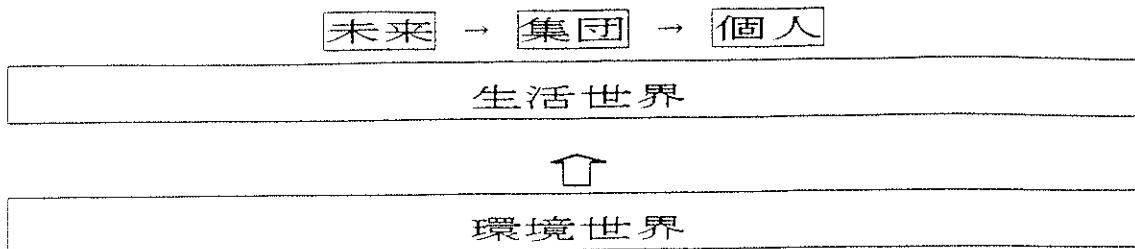
### 1.3. スポーツ世界と生活世界の「存在と当為」の問題

生活世界の「存在と当為」については、すでに第3章でヨーナスの理論に基づいて考察した。科学技術の発展によって、本来の目的とは逆に人間の生存基盤である生活世界の基礎となる環境世界が破壊されている現状に基づき、「当為」に先立って「存在」を優先することが提示された。

ではスポーツ世界における「存在と当為」の関係はどうなのか。まずスポーツ世界の「存在」について考えてみよう。生活世界の存在といった場合には三つのレベルの存在が考えられる。1)個人レベルの存在、2)集団レベルの存在、3)世代間レベルの存在である。ヨーナス理論では、まず未来世代の存在を考慮した上で、現在の集団レベルの存在が問われ、それに基づいて個人レベルの存在が決定される。

---

<sup>14</sup> 本稿ではあらゆる特定集団を視野に入れている。



スポーツ世界の存在といった場合も、三つのレベルから捉えられる。1)スポーツ世界における個人の存在、2)スポーツ世界自体の存在、3)スポーツ世界における世代間レベルの存在である。その際 1)から 3)すべての基盤として生活世界がある点を忘れてはならない。

初めに 2)スポーツ世界自体の存在から考察する。「存在と当為の優先性」の問題については、生活世界のそれをそのまま当てはめるわけにはいかない。つまりスポーツ世界においては、「当為」に先立って「存在」を優先することは概には言えない。なぜならば、スポーツ世界は生活世界とは異なり、スポーツ世界で第一義的に「存在」を確保する必要がないからである。スポーツ世界がなくても人間の生存に直接には関係ない。よってこの問題に解答するためには、スポーツ世界における「存在」のあり方、いわば、スポーツ世界の存在論の検討がまず必要となる。

前述のように、スポーツ世界は生活世界とは異なり、スポーツ世界自体の「存在」が人間の生存とは無関係である。にも拘らず、スポーツ世界はなぜその存在が認められるのか。存在の根拠が示されれば、維持される必要性も認められる。よって、スポーツ世界の存在意義を明らかにする必要がある。

存在意義を明らかにするために、まず、以下の点を確認しておく。スポーツ世界は生活世界とは異なり、人間が存在（生存）するために不可欠な世界ではない点である。さらに言えば、生活世界が環境世界を成立基盤としているように、スポーツ世界は生活世界を成立基盤としている点である<sup>15</sup>。ではいかなる理由でスポーツ世界は存在し、また存在が認められているのか<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> これは当然のことであるが、従来はこのことが軽視されてきた。人間が生存できる環境世界がなければ、たとえば水や空気がなければ、人間が生きる生活世界などは存在できるはずがない。同様に、生活世界が維持されていなければ、スポーツ世界が形成されるはずはない。

<sup>16</sup> ヨーナスの主張を振り返ってみると、ヨーナスが当為(Sollen)に先立って存在(Sein)を優先するということは、まずは生活世界（これは環境世界を成立基盤とする）の維持が人間

存在論とは何か。認識論の問いは「私たちの思惟はいかにして存在（＝ある）を正しく言いあてることができるか」であるのに対し、存在論は「あるとはいったいどういうことか」と問う。存在論は「ものごと」の存在の意味を探ろうとする。存在の意味を探る存在論は、ものはなぜ、また何のためにあるのか、と問う<sup>17</sup>。したがって、ここではスポーツ世界がなぜ、何のためにあるのかを問うことが課題となる。

本研究のこれまでの考察から見れば、スポーツ世界の存在意義は、人間本質の一つである差異化・卓越化の発揮と捉えられる。スポーツ世界は生活世界からの解放であり、異なる種類の興奮を生み出す世界といえる。近代以降のスポーツ世界は、差異化・卓越化の一つとして成立し、スポーツ世界参加者やそれを取り巻く人々の差異化・卓越化によって維持・変化してきた。したがって、スポーツ世界の存在意義は、人間本質の一つである差異化・卓越化の発揮を最大限に肯定する、自由主義思想に基づく社会において最大となる<sup>18</sup>。

スポーツ世界は、人間本質の一つである「差異化・卓越化」の発揮として存在意義が認められる。ただし、それは生活世界とは異なり、条件付の存在である。スポーツ世界は生活世界を存立基盤としているので、スポーツ世界が生活世界、さらに生活世界の基盤である環境世界を破壊してはならない<sup>19</sup>。

次に、1)スポーツ世界における人間存在について考えれば、生活世界とスポーツ世界の関係と同様に、すべての人は生活世界で生きているし、生きていくほかない。スポーツ世界のみで生きていくことはできない。個人は生活世界とスポーツ世界を行き来するが、必ず生活世界に帰ってこなければならない。よって、スポーツ世界と生活世界との往来は、可逆的行為でなければ認められない。

最後に 3) スポーツ世界における世代間レベルの存在については、2)に含めて考えることができる。スポーツ世界が未来においても存在できるか否かは、スポーツ世界が生活世

---

が存在するためには不可欠だ、ということであった。このような存在から当為（環境倫理）が導かれた。ならばスポーツ倫理で生活世界に対応するスポーツ世界とはいくなるものか。換言すると存在論に基づくスポーツ世界とはいくなるものか。以下考察を進める。

<sup>17</sup> 竹田青嗣、「ハイデガー存在論への展開」、『現代思想・入門』（別冊宝島 44）、宝島社、1984 年、p.65.

<sup>18</sup> この差異化・卓越化が認められる範囲を決定するのが、倫理の課題といえる。存在論に基づいてスポーツ世界を基礎づけることによって、スポーツ倫理学研究が可能となる。本研究がヨーナスの理論に依拠するということ、つまり存在論に基づくということは、生命倫理ではなく環境倫理を基礎とするということである。

<sup>19</sup> この点に関しては基本的に一般倫理が適用できる。ただしこの一般倫理も、従来の生命倫理からヨーナスらが主張する環境倫理に基づくものに変化する必要がある。

界に対して責任を果たすか否かに想る。

#### 1.4. スポーツ世界と生活世界の「善と正」の問題

生活世界とスポーツ世界の「善と正」の事実関係を押さえることから始める。

第2章で考察したように、現在の生活世界ではリベラリズムが優勢であるが、それは近代的自我を基礎としており、現在に至って徹底的な価値相対主義、つまりニヒリズムに陥り、価値基準は市場に委ねられている。その結果、必然的に私益化と無条件な自由を肯定することになった。これは1980年代のアメリカ社会で実現した。この現実が容認できればリベラリズムが支持され、逆に極端な自由の容認による悪弊が生じていると見れば、コミュニケーションニズムに傾倒することになる。しかし、これまで理解してきたように、リベラリズムは共通の価値を崩壊させ、個人を極端にアトム化した個人の寄せ集めにし、さまざまな悪弊を招来させていると把握する方が妥当であろう。そこで本稿では、スポーツ世界はもとより、生活世界についても従来のリベラリズムからコミュニケーションニズム、環境倫理学の主張を融合したリベラリズムに変化することを提唱する。つまり、生活世界におけるコミュニケーションニズムが主張する「共通善の復権」、さらに環境倫理が唱える「最低限、人間の生存だけは維持する」という条件の確保に活路を求める。

スポーツ世界の倫理の変遷を辿ると、18世紀にスポーツ世界が成立した当時は、イギリスの上流階級の価値観である社交の精神、フェアプレイ精神等のいわばスポーツ世界独自の倫理観が存在した。しかし、スポーツが普及・伝播するにつれ、独自の価値解釈が拡散し、相対化しつつある。現在のスポーツ世界は、生活世界同様に、市場価値に翻弄されている傾向が顕著である。

価値観に関して、生活世界とスポーツ世界の事実関係を踏まえれば、生活世界の価値観の変化は、スポーツ世界の価値観形成に強い影響を与えてきた。だが、生活世界とスポーツ世界との関連については、両者が本来どのようにあるべきかが問われる。この課題こそがスポーツ世界の今後の方向性を左右する重要なポイントである。倫理学の領域における「存在と當為」の点から考察すると、両者が対応する必然性は全くない。したがって対応する可能性も当然あるのだが、対応させるべきかどうかを考察する必要がある。

すでに本稿ではスポーツ世界と生活世界の関係を論じ、スポーツ世界に対する生活世界の存在の優先を唱えた。そしてさらに生活世界の倫理の問題点を指摘し、環境倫理学の視座からあるべき方向性を指摘した。本稿では、生活世界においては「正」よりも「善」を

優先し、「当為」よりも「存在」を優先する。スポーツ世界における存在と当為に関しては、先に考察したスポーツ世界の存在論より、その存在が認められるのは、スポーツ世界の基盤である生活世界の維持を妨げない範囲においてのみであることが、両世界の関係より示された。では、スポーツ世界における「善」と「正」の優先性の問題にはどのように解答を与えるべきか。

現在では生活世界にもスポーツ世界にも善あるいは絶対的的理念が存在しない。生活世界の問題点は、リベラリズムが負荷なき自我を基礎とし、人々を結びつける紐帶としての共通善が存在しないことであった。両世界の関係に必然性はないが、スポーツ世界は生活世界を存立基盤としており、生活世界の問題点を解決するのに貢献する方が望ましいと考える。したがって、本研究では、スポーツ世界の方向性として、生活世界における共通善を回復するために、スポーツ世界において「共通善」を形成あるいは復活すべきであると提案する。つまり、両世界の関係に基づき、スポーツ世界においても「正よりも善を優先すべき」が本稿の主張である。序章でも見たが、今道が身近なところの倫理、道徳が重要だと指摘しているように、生活世界全体における倫理、ここでいう共通善回復の努力を、より身近であるスポーツ世界で行う必要があると考える<sup>20</sup>。そして、ヨーナスの主張や環境倫理学で提言されている、一方的、集団的、地球全体主義的に善の重要性を強調し、生活世界に対してアピールしていく必要があると考える。

## 2. 環境倫理学に基づくスポーツ倫理の確定：スポーツ倫理の機序とスポーツ世界の方向性

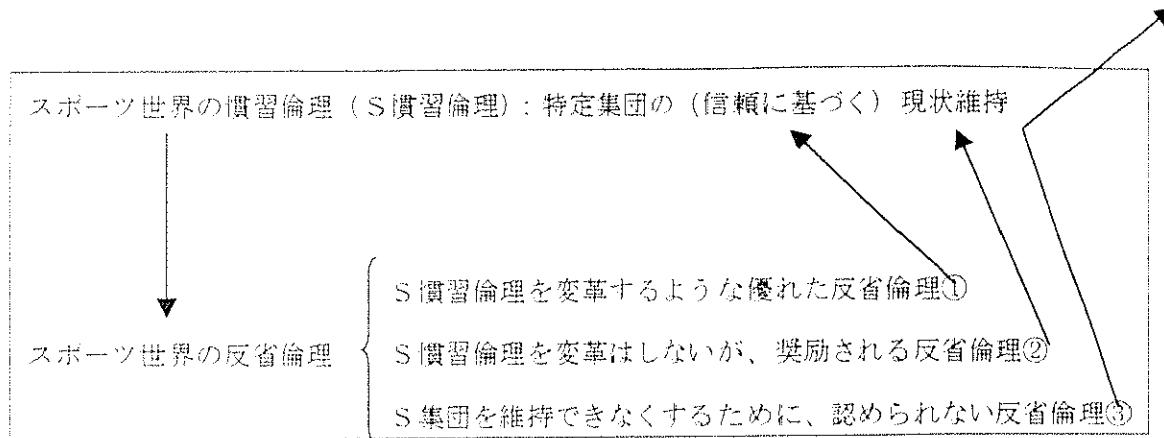
### 2.1. スポーツの慣習倫理と反省倫理

「スポーツ倫理」は複合語であり、その限定詞「スポーツ」は対象を限定し、基底詞「倫理」はこれまで検討してきたとおり、集団を維持するための調整技術を意味する。第1章で確定した本稿における倫理を応用すると、スポーツ倫理とは、「スポーツ世界の秩序を維持するための調整技術であり、それはすでにどのスポーツ世界(スポーツ共同体)にもスポーツ世界の慣習倫理として存在している。この慣習倫理はスポーツ世界における参加者や関係者の反省倫理によって変化するもの」である。対象となる「スポーツ世界」は、さま

<sup>20</sup> これは第2章で考察した現在の時代状況の分析に基づいている。また生活世界よりも要素が少ないスポーツ世界で共通善を回復したとしても、それが生活世界に影響を及ぼすか、という反論が予想される。この点については2.4で考察する。

さまに規定することができるが、本稿では制度、理念をもった、生活世界から切り取られた世界と規定する。また「スポーツ場面」は、「スポーツ・ルールによって形を与えられている特定の時空間」と捉える。

以上を踏まえて、スポーツ世界の慣習倫理と反省倫理について見ておこう。



図：スポーツ世界の慣習倫理と反省倫理（図の中の「S」は「スポーツ」）

①は個人の反省倫理が、その集団をよりよい集団にすることに貢献し、なおかつその個人の反省倫理にその集団の他の人々が追従する場合である。そしてその反省倫理が新たに慣習倫理に取り込まれるものである。新たにその慣習倫理がその集団を維持するために欠かせないことになる。スポーツ世界でいえば、より優れたパフォーマンスを可能にする施設や用具の開発、アマチュアリズムの廃止、危険を軽減する新しい用具などの開発などである。②は、そのような反省倫理は集団を維持するために有益かつ他の人にも奨励されるが、しかし全ての人がそれに従うことはできないか、あるいは全ての人がそれに従わなくとも集団は維持できる場合である。スポーツ世界でいえば、スポーツマンシップ、フェアプレイと呼ばれているものである。例えば、テニスにおいて誤って自分に有利になされた審判の判定を拒否する権利行使すること、サッカーで負傷者がいた場合、故意にボールをサイドラインに蹴り出した直後のプレイで、相手チームが故意に蹴り出したチームにボールを返すことがある。③は、文字どおり容認されない反省倫理である。現代社会同様、スポーツ世界でも、スポーツ・ルールや大会規程によって禁じられることになる。例えば八百長や暴力行為などがある。

以下では、スポーツ世界の慣習倫理が備えるべき条件について考察する。

## 2.2. スポーツ倫理の機序とスポーツ世界の方向性

スポーツ世界を維持するとはどういうことであろうか。まずはスポーツ世界という共同体が維持されなければならないが、スポーツ世界が生活世界と別に独自に維持に努めればよいものではない。これまでに、生活世界からスポーツ世界などの特殊世界が形成される過程と、現代スポーツ<sup>21</sup>の基盤となっている生活世界の一つである自由主義社会の倫理（慣習倫理）の考察、およびその評価を行ってきた。さらにスポーツ世界は「正よりも善」を優先する必要があることも明らかにした。

スポーツ世界に限らず、すべての特殊世界は生活世界を存立基盤としている。よって特殊世界が生活世界の維持を妨げることは許されない。したがって、スポーツ世界の存在条件としては、生活世界の維持を妨げないことがあげられる。先に見たように、人間の生存にとっては、生活世界さえ維持できれば、特殊世界の存在は任意である。しかし、特殊世界の存在が認められるためには<sup>22</sup>、特殊世界が生活世界の維持を妨げない条件を満たすことが必要となる。以上の点を踏まえると、スポーツ世界の倫理は、スポーツ世界という特定集団を維持するためだけでなく、生活世界の維持を妨げない条件をも満たす必要がある。これがスポーツ倫理の機序である。

次にスポーツ世界の方向性であるが、1.4で考察したように、現状分析に基づくかぎり、生活世界と同様に、スポーツ世界においても「正よりも善」を優先し、共通善を重視する必要がある。

まとめると、スポーツ世界を含む特殊世界は、生活世界に対して責任を果たし（＝特殊世界成立条件1、後述2.2.1.）、特殊世界共同体が維持される（＝特殊世界成立条件2、後述2.2.2.）ときに成立する。スポーツ世界が生活世界に対して危害を及ぼす場合は、スポーツ世界は成立できないし、さらにトップレベルのスポーツ世界では職業として成立している以上<sup>23</sup>、日常世界に対してアピールする必要がある（後述2.3.）。そして、スポーツ世界の関係者が、信頼に基づいてスポーツ世界共同体に参加することが必要である。したがって八百長や審判の買収などがあるとスポーツ世界は維持できない。ここで重要なことは、八百長や買収が、日常世界で禁止されているからスポーツ世界でも禁止されるわけではない。

<sup>21</sup> 本研究の最終目的は、薬物ドーピングなどの倫理的問題の解決となる原理論を提示することである。考察対象の中心はこれらの倫理的問題が生じているのは、現代スポーツのトップレベルを中心としている。

<sup>22</sup> 現代では人間の自由な差異化の発揮として認められる。

<sup>23</sup> さらに巨額の大会運営費を必要とする

い点である。なぜなら、八百長や賃収によって成り立つ特殊世界も存在するからである。だがスポーツ世界共同体を維持できないため、これらの行為は禁止されるのである。この点は誤解を生じやすいが非常に重要である。スポーツ世界の違反行為が、日常世界の行為原則に照らして、善悪を判断する試みは、これと同じ誤解である。

よってスポーツ倫理は、スポーツ世界を維持するための調整技術であるだけでなく、生活世界を維持することも含む独自の調整技術である。本稿の主張するスポーツ倫理は、1)スポーツ世界が生活世界に対して責任を果たすこと、2)スポーツ世界を構成する参加者の共同体を形成・維持する責任を果たすこと、の二つの側面からなる<sup>24</sup>。スポーツ倫理は、スポーツ世界が生活世界において存在できる条件を示すものであると同時に、スポーツ世界の方向性を示すものでもある。

### 2.2.1. スポーツ世界の生活世界に対する責任(スポーツ世界の存在条件より)

ここでの考察の基礎となるのは、第3章および本章の冒頭で見たヨーナスの新しい責任概念である。ヨーナスは生活世界における人間の生存を最優先し、生活世界においては従来の責任概念に代わり、一方的責任、未来志向の倫理、遠隔責任、集団的責任の必要性を説いた。

本稿の提示するスポーツ倫理の第一の側面は、1)スポーツ世界が生活世界に対して責任を果たすことである。ヨーナス理論に依拠すれば、スポーツ世界全体が生活世界に対して集団的に責任を負うことを意味する。これには当然環境問題も含まれ、環境破壊を最小限にすると同時に、その他の害を最小限にする必要がある。したがって1)は基本的には一般倫理<sup>25</sup>が適用されるが、現代であれば、スポーツ世界全体が環境倫理学的な自由主義の原則に基づかねばならないのである<sup>26</sup>。

自由主義社会においては、特殊世界を自由に形成することができる（結社の自由）。そこには当然、条件がある。その条件は自由主義の原則に関係する。新たに形成された特殊世界が、他の人々や他の集団に対して、危害を加えることがあってはならない。これが特殊

<sup>24</sup> 森田、前掲論文、p.97. この論文では、1)スポーツ世界の一般世界に対する責任、2)スポーツ世界に参加する人々の責任、3)スポーツ世界共同体を維持する責任、という3つをあげたが、本稿では2)3)を合わせて2)スポーツ世界の形成・維持に関する責任、とした。

<sup>25</sup> 本稿では環境倫理を支持する。

<sup>26</sup> だが生活世界がスポーツ世界に期待すること（たとえばスポーツマンシップなど）、さらにはスポーツ世界全体の生活世界へのアピール（差異化）などにより、一般倫理とは多少

世界が成立する条件 1 である。ヨーナスの提唱する「集団的責任」に基づけば、特殊世界共同体も、個人個人と同じように、自由主義の原則である「他者危害の原則」を満たさなければならない。他人に危害を加えない限り、公的機関から干渉を受けることはないが、他人に危害を加える場合には、公的機関はこれに干渉しなければならない。つまり、他人に危害を及ぼす特殊世界共同体は、他人に危害を及ぼす個人と同様に、そのままの形では存続することはできない。環境倫理学に基づく自由主義であれば、他人のみならず環境世界に危害を及ぼすことも認められない<sup>27</sup>。例えば、ある宗教団体が、その集団以外の人々に、毒ガスを浴びせたり、拉致して殺したとする。これは自由主義の原則に反するので、のような宗教団体は、存続することはできない。公的機関によって解散させられる必要がある。このような団体は、形成されること自体が認められない。

現在の自由主義社会では、特殊世界成立条件 1、つまり他者に危害を加えなければ、どのような特殊世界でも形成できる。公的・私的、規模の大小を問わず、全ての特殊世界はこの条件を満たさなければならない。スポーツ世界、音楽世界、ヒッピーの集団や、ストリートパフォーマンスの集団、麻薬を吸う仲間の集団、宗教集団、科学者の共同体や医者の集団も、すべてこの条件を満たす必要がある。そしてこの条件を満たしていれば、基本的には存在が認められる。しかし上述した例の中で、日本においては麻薬を吸う仲間の集団は存在が認められていない。それ以前に麻薬を吸う行為自体が認められていない。この行為は、たとえ現時点では他人に害を及ぼしていないても、将来害を及ぼす可能性が高いので存在が認められない。麻薬は常用（中毒）性があり、麻薬を吸うことによって判断能力が低下し、他人に危害を加える可能性が高くなるので、この行為は認められていない。同じように常用性のあるものとしてタバコが挙げられるが、タバコを吸うことによって他人に危害を加えることはない。つまり、タバコを吸うことによって人格が変容し、他人に暴力を振るうなどの直接的危険を加える可能性はない。ただしタバコの副流煙については、他者危害原則が適用される。

---

異なるものになる可能性がある。

<sup>27</sup>もちろんまったく環境世界に危害を加えないで人間が存在することは不可能である。実際に環境破壊の予測や現状に基づき規制などを作る場合には、特定領域を越えた多くの領域の研究が必要となる。

## 2.2.2. スポーツ世界共同体を形成・維持する責任（スポーツ世界の存在のための善の条件より）

スポーツ倫理の第二の側面は、2)スポーツ世界を構成する参加者の共同体を形成・維持する責任を果たすことである。1)は特殊世界の特殊世界外部の世界への倫理であったが、2)は特殊世界の特殊世界内部の倫理である。つまりスポーツ世界を維持するための調整技術である。

特殊世界が成立条件<sup>28</sup>を満たして成立した後<sup>29</sup>では、その特殊世界共同体を維持する必要がある。スポーツ世界の維持には多様な考え方があるが、いずれにしてもスポーツ世界は生活世界を存在基盤としている以上、生活世界とスポーツ世界の関係を踏まえなければ、この点には解答できない<sup>30</sup>。

本稿における現状分析に基づくならば、現在では生活世界にもスポーツ世界にも善あるいは絶対的な理念がない。もし生活世界に共通の価値観が存在するならば、エリアス<sup>31</sup>によるスポーツ世界の位置づけのように、スポーツ世界を生活世界における抑圧の解放と位置づけてもよからう。しかし生活世界に生きる人々も共通の基盤をもたず、しかもスポーツ世界においてもより一層の解放を肯定するとしたら、スポーツ世界はまさに人々の生活基盤であり、なおかつスポーツ世界の存立基盤でもある生活世界を崩壊させることに加担する。

ヨーナスは、倫理を考察するにあたって、歴史を超えて存在する人間に立脚するのではなく時代状況にたつ人間に立脚することを説いた。ヨーナスは今日的な時代状況を地球環境の悪化による地球全体の生命活動の危機と捉えた。これは歴史的状況を全体的に洞察した結果得た判断である。人間の存在が危機に瀕している現代においては、カントの言う定言命法ではなく仮言命法が重要となる<sup>32</sup>。本稿でもヨーナスの方法に倣い、スポーツの歴史を振り返り、現在の状況を評価した。スポーツ世界はスポーツ世界独自の共通善を維持

<sup>28</sup> スポーツ世界が成立するということが何よりも大切である。スポーツ世界が成立するためには、とにかくにも競争相手がいなければならない。この点がスポーツは競争であると同時に共争であるといわれるゆえんである。従来のスポーツマンシップ論では、スポーツマンシップこそが大切であるということを主張するが、この共争という意識があつて初めてスポーツマンシップが存在するのだと思われる。

<sup>29</sup> 生活世界を視野に入れてスポーツ世界を位置づけ、そして方向付けるやり方は、本稿もエリアスの研究も同じである。

<sup>30</sup> op. cit., Elias and Dunning, *Quest for Excitement*.

し、生活世界の維持に役立つ方向を採用する必要が常にあるわけではない。生活世界に共通善、シヴィック・ヴァーチューが存在し、人々の絆、連帯が適度に保たれて生活世界が維持されているならば、スポーツ世界は自己決定権を重要視し、参加者の経済的欲求の追求を肯定することも可能である。しかし、スポーツ世界が生活世界を存立基盤とし、現在の生活世界では個々人のアトム化によるさまざまな悪弊が生じていると捉え、スポーツ世界はその回復に少しでも貢献する必要があるし、そのような方向性を採用すべきであろう。

したがって、2)（スポーツ倫理の第二の側面）は共同体に属する人々がお互いに害を加えず、信頼できることに加え、スポーツ世界における独自の善・価値といった伝統を重視し、スポーツ世界の慣習倫理を基本的に継承していくことを主張する。これが本稿が提唱するスポーツ世界の方向性である。

2)のスポーツ世界そのものを維持する点に関しては、一般倫理とは異なるスポーツ独自の原則・善があると考えられる。本稿ではこの独自の善を「オリンピズム」の理念と捉えた(第4章3.1.)。この理念に基づき規範を作成することになる。もちろん倫理・道徳だけで特殊世界が維持できれば最善である。しかし、さまざまな対立が生じる以上、法を制定し、特殊世界共同体を維持することになる<sup>32</sup>。人々は基本的には特殊世界内で何をしようが自由（他者危害原則の範囲内で）である。しかしその行為が特殊世界の維持を脅かすものであれば、その行為は認められないし、場合によって特殊世界から追放されることもある。

ただし、一度特殊世界の規範が成立したとしても、それが決して不变であることはない。各参加者の考え方や行動（規則違反も含む）や、生活世界との関係、社会の価値観の変化によって、その特殊世界の規範も変化する。不变であるものは、その特殊世界を成立させている本質、例えばマッキンタイアがいう実践における内的善だけである。音楽世界であれば、楽器や声などによって観客の聴覚に訴えることは変わらないし、絵画世界であれば、描く素材や絵の具がどのように変化しようとも、見る人の視覚に訴えることは変わらない。そこで「スポーツの本質とは何か」が問題になる。ここでは、「スポーツとは、同意されたルールによって規制された制限の範囲内で、どちらが空間時間の中で身体・用具を動かす能力に優れているかを、互いに試し合うこと」<sup>33</sup>と定義する。スポーツがかつては賭の対

---

<sup>31</sup> Vgl. Jonas, S.159.

<sup>32</sup> 本研究における倫理と法の関係については、第1章で、本研究における「倫理」を確定した際に提示した。第1章脚注58.

<sup>33</sup> この文章は、フレイリーが「スポーツの試合の存在目的」について述べていることを応用了した。（フレイリー、前掲書『スポーツモラル』、p.56.参照。）

象とされようとも、現在はさまざまな付加価値が付与されようとも、スポーツを価値中立的に捉えるならばこのように表現できるだろう。確かにスポーツは 18 世紀イギリスの価値観の中で誕生したため、本来価値的に中立ではない。しかし、スポーツそれ自体は極めて無意味で無価値なことであると指摘する論者もいる。スポーツは「ある定められた距離を走る(中略)。あらかじめ設置されたゴール・ポストにボールを投げ(蹴り)入れる(中略)。ボールを打ちあって相手にミスをさせる(中略)。つまり本質において、ただそれだけのことをするのであり、これはたとえば子供が浜辺の砂を右から左へ移すのと同様、それ自体の中に生産性とか道徳性とかの価値を云々できる行為ではない。更には 100 メートルを 10 秒で走ろうが 9 秒で走ろうが、また球技でいくら得点を重ねようが、そのもつ社会的かつ経済的な、つまり二次的な意味をことごとく取り去っていけば、やはりそれはただそれだけのことであるにすぎない。(中略)煎じつめれば身も蓋もないことをするのがスポーツである」<sup>34</sup>。このように政治的・生産的観点から見れば、スポーツとは全く価値的に中立なものである。しかしだからこそ、政治や経済に利用される可能性は常にある。

スポーツが価値的に中立であるとしても、それが共同体として成立するためには、その共同体の共通善、理念、伝統といったスポーツ世界共同体の善が必要となる。

### 2.3. スポーツ世界の生活世界に対する差異化

ヨーナス理論に基づけば、スポーツ世界の理念(オリンピズム、存在重視、および共通善の重要性)を、生活世界に対して、一方的かつ集団的責任でもって訴える(アピールする)必要がある。生活世界からのスポーツ世界への貢献とは無関係に、スポーツ世界の理念を一方的かつ集団的責任でもって主張する必要がある。

オリンピック憲章では世界平和と個の完成という理念を掲げている。この理念を実現するためには、より多くの参加者を獲得する必要がある。そのためには、それは特定の価値観を脱色し、寛容に基づくリベラリズムを基礎とする以外にないといえる。ここでは特殊世界の生活世界に対するアピールについて見る。

特殊世界の成立条件 1 を満たす特殊世界は、その存在が認められるわけであるが、その集団が職業（公的な集団）として成立するためには、日常世界への貢献・責任・アピールが必要になる。例えば、科学者共同体は、日常世界に対するさまざまな貢献によって職業

---

<sup>34</sup> 守能信次、『スポーツとルールの社会学』、名古屋大学出版会、1984. pp.67-68.

として成立しているし、医者の共同体も、人々への治療という貢献によって、職業として成立している。しかし、これらの専門領域では、近年の科学と技術の分離により、新しい知見が常に日常世界に貢献しているわけではない。新しい知見が公開されれば、世界中のいたるところで、それを実現する技術が現在ではある。例えば村上陽一郎が指摘しているように、原子爆弾の開発や、サリンなどの毒ガスの製造の知識などが公開されたことは、人類に危害を及ぼした。どのような研究を行うのか、その内容がどのような結果をもたらすのかについて、きちんと責任を果たすことが必要である。科学者が、「科学は中立的な知見だけを提示し、それをどのように利用するかは、技術の問題である」と述べて、責任を回避することはできない<sup>35</sup>。

現在では、あらゆる特殊世界が職業として成立する可能性を持っている。現代の特徴が、価値観の多元化であるためである。特殊世界の成立条件 1 を満たして一度成立した特殊世界が、日常世界（の人々）を魅了したり有益であり、金銭を提供する人々がいるならば、その特殊世界は職業として成立する可能性がある。音楽世界はその典型である。音楽世界に所属している人は、それが個人であれ楽団やオーケストラであれ、人々を魅了しきつそのパフォーマンスに対して金銭を払う聴衆や音楽関連の企業が現れるならば、職業として成立する。ストリートパフォーマーでも同様である。はじめは自己決定によって、道で踊りはじめるわけであるが（他人に迷惑をかけない限り、自由主義社会ではその行為を妨害されることはない）、やがてそのパフォーマンスが人々を魅了するようになれば、メディアに出演したり、公演を行うなどして、プロとして成功を収めることができる。

特殊世界は生活世界とは異なる構造と基準をもつ、意味の限定された世界であるが、生活世界に自分たちの特殊世界を訴えかけることは、どの特殊世界にとっても重要なことである。一般の（生活世界にいる）人々に衝撃を与えるためには、人々が納得するベース（基礎）をつくる必要がある。このベースは、各特殊世界によって異なるし、各特殊世界に対する社会的コンセンサスも異なる。

スポーツ世界もこれらと全く同様である。18世紀にイギリスの中産階級の間で始まったスポーツは、やがて階級を越えて多くの人々を魅了し、多くの人々が実際に使うものとなつた。19世紀末に近代オリンピックが開始されるなど、各種大会が開催されるようになると、その大会で行われるパフォーマンスが人々を魅了したために、その大会の運営費を払

---

<sup>35</sup> 村上陽一郎、『科学・哲学・信仰』（レグルス文庫）、第三文明社、1977.p.39.

う人々（観客やスポンサー）が現れた。スポーツ世界では長い間、アマチュアリズムを掲げていたため、選手自身がパフォーマンスによって金銭を得ることはなかったが、現在では、賞金大会が開催されたり、人々を魅了する選手は、宣伝効果があるため、個人的にスポンサー契約を行うなどして、プロとして成功を収めることができるようになっている。

しかし現在において、職業として成立する種目は、日常世界に対してアピールすることができる種目に限られる、つまり人気種目だけがプロ化可能である。プロ化の基準は、現在もっとも大きな資金提供源がメディアであるため、メディア受けするかしないかが大きなウエイトを占める。したがって各種目は、メディア受けするようにスポーツルールや規程を変更するし（カラー柔道着導入の検討、アイスホッケーに見られるルールの改定への動きなど）、メディアへの登場機会が増えるように、そしてオリンピック種目として採用してもらえるようにIOCに働きかけることになる。

次に、スポーツ世界以外の特殊世界の生活世界へのアピールを考察し、スポーツ世界との差異を見ていくことにしよう。演劇界や音楽界、あるいは映画界といった特殊世界も、いかに観客にアピールするかが最重要視される。ダンサー、ピアニスト、映画スターにとって、パフォーマンスだけが唯一の評価基準である<sup>36</sup>。こうした人々の薬物使用について考えてみると、演劇界や音楽界や映画界では、観客へのアピールを優先するため、ダンサーやピアニストや映画スターが薬物を使用しても黙認する。ダンサーが利尿剤を使用して減量したり、ピアニストが指の股の部分を切って指を広げたり<sup>37</sup>、映画スターが筋肉増強剤を使用して筋骨隆々になることは、生活世界の原則から見ると、社会悪につながり反対されることになろう。しかし、このような薬物使用が行われたとしても、特殊世界と生活世界の関わり方で、それぞれの特殊世界の独自性があり、一般原則から反対しても意味がない。これはスポーツ世界の出来事を一般原則から議論できないのと同じである。それゆえ極論すると、音楽界において、麻薬を使用しながらリサイタルを行った方が良い演奏につながれば、それは特殊世界の行為として認められる可能性がある。しかし現実には、麻薬の常用性・中毒性からリサイタル中だけの使用に留まらず、生活世界でも使用する可能性が高いために行われない。特殊世界の基礎となるのはあくまで生活世界であるし、すべての人は特殊世界だけで生きることはできない<sup>38</sup>。先に1.3.で指摘したように、特殊世界

<sup>36</sup> つまり、観客へのアピールを最優先する社会的コンセンサスが働く。

<sup>37</sup> 今ではこのようなことはないと思われる。

<sup>38</sup> スポーツにおける使用禁止薬物のうち、ステロイドに関しては、この麻薬と同じ理由で

に参加する人々も、通常は生活世界で生活している。特殊世界では、その文化界独自の原則・ルールに則って行為し、生活世界では生活世界の一般の行為原則や法律に則って行為する。多くの特殊世界には、その世界に入るための原則が存在する。一度特殊世界に入ったら、再び生活世界に戻ってこられないような不可逆性があるとすれば、そのような行為は特殊世界の独自性として認められないである。

スポーツ世界を含む特殊世界が生活世界にアピールするには、成立条件 1、2 を満たさなければならない。先に見たように、各特殊世界の参加者共同体を形成・維持することは非常に重要である。この参加者の信頼関係を築く点では、スポーツ界に限らず、音楽界・演劇界・映画界も同じである。ただし、特殊世界の共同体も、各特殊世界によって独自のものである。例えば、音楽界において、コンクールなどでは全ての参加者同士、オーケストラなら指揮者と奏者、各パート間や各パート同士の信頼関係が必要となる。演劇界や映画界などでは、役者同士、監督と役者などの信頼関係が必要となる。全ての特殊世界では、生活世界にアピールすることと、その特殊世界の参加者共同体内部の互いの信頼関係を形成する必要がある。競技会を行うスポーツ世界という特殊世界でも、生活世界にアピールすることと、その参加者共同体内の信頼関係を形成することが重要である。

また前項でみた成立条件 1、2 と生活世界へのアピールは、スポーツルールや各種の規範に大きく反映されている。スポーツルールについて見るならば、スポーツルールは日常世界に対してアピールできるように考えられている。これは守能が述べているスポーツルールの「面白さの保証」<sup>39</sup>である。大会規程について見るならば、セックス・チェックやドーピング・コントロールや年齢制限などは、スポーツ世界共同体を維持するためのものである。

この成立条件 2 と生活世界（の人々）へのアピールは、常に両立するわけではなく、対立することもある。例えばプロ・ボクシングのノックアウトの例がある。観客はノックアウトを期待することが多いので、極限状態<sup>40</sup>が観客へのアピールにはつながる。しかしボクサーの安全というスポーツ世界共同体の維持から考えると、勝敗以上に審判が適切に試合を止めることが望ましい。

---

一般世界でも禁止されるべきである、と筆者は考える。その根拠は「疫学的因果関係」と「間接反証責任論」である。

<sup>39</sup> 守能、前掲書を参照。

<sup>40</sup> ドクターストップ、テクニカル・ノックアウト、判定ではなく、一方の選手が 10 カウント奪われるまで。

## 2.4. スポーツ世界が生活世界に影響を与える可能性について

本研究では、生活世界も、スポーツ世界と共に私益化に向かっているという現状分析に基づき、生活世界で共通善、共和主義的精神を回復することが必要であると主張した。そのための前段階として、スポーツ世界においても共通善を回復することを主張した。しかし、以下のような疑問が生じるかもしれない。スポーツ世界で共通善を回復したとしても、それがどのように生活世界の共通善の回復につながるかである。本項ではこの点について考察する。

スポーツ世界と生活世界の関係については、スポーツの社会哲学(Social Philosophy of Sport)で言られてきた。社会哲学とは、学問史的に振り返れば、一般に、社会のあり方や構造を認識するのみならず、社会のあるべき姿についても論考する学問が、社会哲学の名に値しよう。たとえば、アリストテレスの実践哲学（倫理学、政治学、弁論術）、ホップズ、ロック、ルソーらの社会契約説、ヒュームやA.スミスらの道徳哲学、カントやフィヒテの自然法（権）論、ヘーゲルの法哲学、マルクスの経済学批判などは、社会哲学と呼ばれうる論理内容を展開していた。実際に、それらにおいては、社会を論ずることとあるべき公正な良き社会の探求とは、不可分に結びついていたと言える。アメリカにおけるロールズらの政治的リベラリズムとそれに拮抗しているコミュニタリアニズムなども、20世紀後半から特に強い影響力を持った他の潮流のひとつである<sup>41</sup>。社会哲学は20世紀後半、やや衰退していた。しかし最近また重要性が指摘されている。

スポーツ哲学の領域では、社会とスポーツの関係に関する研究はスポーツ社会哲学で扱われてきた<sup>42</sup>。アーノルドが指摘しているように、生活世界の反映としてスポーツ世界を

---

<sup>41</sup> 廣松他編、前掲書、p.696.

<sup>42</sup> 国際スポーツ哲学会(The Philosophic Society for the Study of Sport)が発行する機関誌『スポーツ哲学研究(Journal of the Philosophy of Sport : JPS)』に掲載されたスポーツの社会哲学(Social Philosophy of Sport)の代表的な先行研究としては以下のものがある。Kennen, Francis W. Justice and Sport, *JPSII*(1975), 111-123.、Michalos, Alex C. The Unreality and Moral Superiority of Football, *JPSIII*(1976), 22-24.、McMurtry, John. The Illusions of a Football Fan: A Reply to Michalos, *JPSIV*(1977), 11-14.、Weiss, Paul. Games: A Solution to the Problem of the One and the Many, *JPSVII*(1980), 7-14.、Eichberg, Henning. Stopwatch, Horizontal Bar, Gymnasium: The Technologizing of Sports in the 18<sup>th</sup> and Early 19<sup>th</sup> Centuries. *JPSX I*(1982.), 43-59.、Lenk, Hans. Tasks of the Philosophy of Sport: Between Publicity and Anthropology, *JPSX I*(1982), 94-106.、Morgan, William J. Play, Utopia, and Dystopia: Prologue to a Ludic Theory of the State. *JPSX I*(1982), 30-42.、Morgan, William J. Social Philosophy of Sport: A Critical

捉えることは社会学的傾向であるが、すべての社会学者が、一方向の還元主義を受け入れているわけではない<sup>43</sup>。代表的研究を見てみよう。

マルクス主義の立場から、モーガンは、スポーツを唯物論的観点から考察する。中世スポーツは封建社会を反映し、現代スポーツは資本主義社会を反映している。社会主義（平等、エゴイズムの否定）を理想とし、資本主義社会（貧富の差によってスポーツ種目が決定することなど）を批判する。その際資本主義と同じ要素（ex.競争原理、合理主義）をもつスポーツを、資本主義を強化するものとして批判する<sup>44</sup>。また、マルクス主義者たちによれば、彼らの理想である社会主義が実現した際にはスポーツも変化することになる。そこではすべての人びとがスポーツに参加でき、ナショナリズムや帝国主義とは無関係となる。スポーツはマルクス主義者のいう新しい社会主義的人間の創造に寄与する。つまりスポーツを通して人格形成を行う。

ネオ・マルクス主義者たちは、スポーツの観念そのものの全面的な告発へと批評を拡大する。

さらに文化帝国主義説もある。これはスポーツをひとつの媒介として、社会を従属させる、そして価値観を植え付けるものと捉える。つまりスポーツをすることによって社会の価値観を変化できるとする。逆に、グットマンは文化帝国主義に反対する<sup>45</sup>。彼は一般世界の変化がスポーツ世界にも影響を与えることを述べている。

以上のように、スポーツ世界が生活世界に影響を与える理論、逆に生活世界がスポーツ世界に影響を与える理論の両方がある。

現実に目を向けると、スポーツ世界が生活世界に影響を与える事例を挙げることができ

---

Interpretation. *JPSX*(1983).33-51.、Parry, S.J. Hegemony and Sport. *JPSX*(1983).71-83.、Lingis, Alphonso. Orchids and Muscles. *JPSX* III(1986). 15-28.、Morgan, William J. The Impurity of Reason: A Reflection on the Social Critique of the Philosophy of Sport. *JPSX* V(1988). 69-90.、Thomas, Carolyn E. and Janet A. Rintala. Injury as Alienation in Sport. *JPSX* VI(1989).44-58.、Utz, Stephen G. The Authority of the Rules of Baseball: The Commissioner as Judge. *JPSX* VI(1989), 89-99.、Brown, W.Miller. Practices and Prudence. *JPSX* VII(1990), 71-84.、Harmer, Peter A. Athletes, Excellence, and Injury: Authority in Moral Jeopardy. *JPSX* VIII(1991).24-38.、Morgan, William J. Review of Robert G. Osterhoudt, The Philosophy of Sport: An Overview. *JPS* X VIII(1991), 86-89.

<sup>43</sup> op. cit., Arnold, P.J., p.4.

<sup>44</sup> つまり、ここではスポーツと社会の関係は弁証法的関係にあると捉える。その起源を問わなければ、スポーツ世界が生活世界を変革できるとする。

<sup>45</sup> アレン・グットマン(谷川稔、石井昌幸、池田恵子、石井芳枝訳)、『スポーツと帝国：近代スポーツと文化帝国主義』、昭和堂、1997.

る。IOC会長のサマランチの発言（副作用のない競技力を向上させる薬物発言）に対する物議、あるいはメジャー・リーグのマグワイア選手の薬物使用に対する賛否両論が日常世界で繰り広げられている。IOCを中心とするスポーツ世界は、一貫して南アフリカのアバリストヘイト政策に反対してきた<sup>46</sup>。

また最後に指摘しておくべきことに「理念」の問題があると思われる。現代では「理念」の重要性が増している。古くは名著革命やアメリカ独立革命はジョン・ロックの理念を必要としたし、1998年8月に起きたケニアとタンザニアの米大使館爆破テロ事件に対する報復としてアメリカ合衆国がアフガニスタンとスーダンにミサイル攻撃した際にも、国連憲章に定められている「自國と自国民の安全のため」という理念を必要としたことは記憶に新しい。環境倫理思想においては、1972年にクリストファー・ストーンが提示した自然物の当事者適格概念の例がある。ストーンは、1960年代後半に起こったシェラネヴァダ山脈のミネラル・キング渓谷開発反対運動を受け、自然物の法的権利に関する論文を発表した。彼の提示した理念は最高裁で引用され、マス・メディアを通じて注目を浴び、現在では自然物に対する人々の考え方を変えつつあるといつてよい。

以上の考察より、本稿においてスポーツ世界の取るべき方向性（理念）を提示し（第5章2.2.）、それを生活世界に対してアピールすること（第5章2.3.）は、生活世界を変容する可能性があると考えられる<sup>47</sup>。

### 3. 環境倫理思想からみた薬物ドーピング

本研究では、具体的な事例として「薬物ドーピング」問題のみを取り上げる。しかし、薬物ドーピング問題を見ることによって、スポーツにおけるルール違反、意図的反則、アマチュアリズム、自己決定とバターナリズム、安全性などの倫理的問題にも言及が可能である。

先に提示したスポーツ倫理の二側面より、本研究で設定するスポーツ倫理（慣習倫理）の基準は、①人間の生活世界における存在にプラスに作用する、あるいは少なくともマイナスにならないこと、②生活世界の共通善を回復するための前段階として、スポーツ世界共

<sup>46</sup> スポーツ世界以外にも、実際にある共同体の主張がその社会全体を動かすことは確認できる。例えばアメリカにおける宗教右派の主張は実際にクリントン政権を動かしている。オウム真理教の理念（教義）や行動は、生活世界に嫌悪され、反対運動を引き起こしている。

<sup>47</sup> アーノルドは、スポーツ世界は固有の価値、基準、卓越性を追及すればよく、生活世界に対して積極的に働きかけることは否定する（op.cit.,Arnold,P.J.,p.4.）。しかし本稿では積

同体の共通善に従うことである。①は生活世界、およびスポーツ世界における存在に基づく。②は存在を確保するために、スポーツ世界全体が集団として、そして一方的に、未来世代、そして遠隔地の人々を考慮することに基づく。

以下では、まず薬物ドーピングとは何かを論じ、次に薬物ドーピング行為は、本稿の設定する基準①および②を満たすかどうかをそれぞれ考察しよう。

### 3.1. 薬物ドーピングとは

薬物ドーピング問題とは、主として医療・治療目的に開発・製造された薬物を、その本来の目的を離れて、スポーツにおけるパフォーマンスの改善を意図して使用することのはずである。

ドーピングの語源は、アフリカ東南部の原住民 Kaffir 族の方言 “dop” にあるといわれている。そしてこの “dop” とは、一種の興奮剤として用いていた “Schnaps” (アルコール飲料) を飲む行為を意味していたが、その後、他の興奮剤を使用する行為についても拡大して用いられるようになり、現在では主として競技能力を一時的に高める目的で薬物を使用する行為全般を指す言葉として知られている。なお、競走馬などにおいては競技能力を高める目的だけではなく、低下させる目的にも薬物を使用する可能性があり、この行為もドーピングとされている<sup>48</sup>。

ドーピングの定義について、1960 年 IOC のドーピング対策委員会は、「ドーピングとは、ある特定の競技者または競技団体が薬物や物理的方法あるいは他の方法で、競技に対して生体の体力的または生理的機能を改変させるために行う不正行為である」と定義した<sup>49</sup>。1963 年の学外教育に関するヨーロッパ評議会(The Council of Europe's Committee for Out-of-School Education)は、「ドーピングとは、人体にとって異常である全てのもの、または、生理的なものであっても、それが異常に大量かつまた異常な方法で、健康者によつてもっぱら競技能力を高めることを意図して、人為的または不正に用いられた場合を示す。心理的方法による場合も、同様である」と定義した<sup>50</sup>。1964 年に東京オリンピック時に開催された国際スポーツ科学会議のドーピング特別会議は、「ドーピングとは、生体に生理的

---

極的にアピールすることを主張する。

<sup>48</sup> 日本体育協会編、『スポーツ大事典』、大修館書店、1982. p.899.

<sup>49</sup> 入口豊、「スポーツとドーピング」、体育原理専門分科会編、『スポーツの倫理』、不昧堂出版、1992. p.102.

<sup>50</sup> 同上論文、p.102.

に存在しないものをいかなる方法によっても、また生理的に存在するものであっても異常な量や異常な方法によって、試合における競技能力を人為的かつ不公正に増強する目的で、競技者に投与したり、あるいは競技者が自ら使用することをいう」と定義した<sup>51</sup>。IOC の「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」では、「競技者が人工的に不正に競技能力を高める目的で、人体にとり異物であるもの、あるいは生理的に存在する物質であっても異常な量または異常な経路を経て体内に取り入れた場合をドーピングとする。また医療上必要があり使用された物質であっても、その性質、使用量、適応が競技者の能力を人工的に不正に高めた場合もドーピングと認定する」<sup>52</sup>と、ドーピングを定義している。

IOC が薬物ドーピング問題に着手したのは、1960 年のローマ・オリンピック時に、薬物ドーピングが原因で自転車競技中に選手が死亡したり重体に陥る事故が発生したのがきっかけである。当初は、選手（使用者）の健康・安全を守る目的で薬物ドーピングは禁止された。その後、フェア・アンフェアの考えが広がるとともにフェアプレイ精神に反するという倫理・道徳上の理由と、マスコミの発達やスポンサー・報奨金問題とともに、社会悪を生むという社会上の理由が、禁止理由に加えられた。一般的に薬物ドーピングの禁止理由としては、1)選手(使用者)の健康を損なうという医学上・健康上の理由、2)フェア・プレイ精神に反するという倫理・道徳上の理由、3)社会悪を生ずるという社会上の理由、の三つが挙げられる。しかし、これらの代表的な禁止理由によって、薬物ドーピング禁止が正当化されるとは言い難い。それぞれに対する反論を挙げてみると、1)に対しては、薬物ドーピング以外にも健康を損なう可能性のあるスポーツ種目やトレーニング方法は数多くあるし、さらにスポーツを行うこと自体が危険な行為であること、2)に対しては、薬物ドーピング以外にも選手が使用する設備や用具によって、あるいはトレーニング・プログラムなどによって不公平は生じること、3)に対しては、本来は、教師・親・コーチなどによる教育によって社会悪は防がれるものであることが挙げられる。これらの反論に回答を示すことは難しく、一般的な三つの理由から、薬物ドーピングの禁止を正当化することは困難である。さらに先に挙げた定義の中でも、定義上の問題は存在する。代表的なものは、異常・正常の違いとは何か、あるいは選手は健康者でなければならないのか、心理的方法とは何なのか、などが挙げられる。

<sup>51</sup> 同上論文、p.102.

<sup>52</sup> 日本体育協会、スポーツ科学専門委員会、ドーピング対策班『アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章と JASA ドーピング・データベース』、ぎょうせい出版、1992. p.501.

しかし、これら定義上の反論については「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」の中で、ほぼ明確に答えられている。まず、人体にとって異常であるもので、競技力に關係のある禁止薬物は明確に記されている。生理的な物質についても正常・異常の基準が示されている。例えば、テストステロンについては、「競技参加選手の尿に、テストステロン（T）とエピテストステロン（E）の比が6を超える存在が認められる場合、この比が、生理学的または病理学的状態がもたらす結果であるとの証拠がない限り、違反となる」と明確に記されている。では、選手は健康者でなければならないのか。トップ選手になるためには、またそれを維持していくためには、ほとんどの場合、ハード・トレーニングが必要であり、けがや運動障害などはほとんどの選手が経験しているだろうし、また大会の時点でも何らかの故障を抱えている選手は非常に多いと予想される。このような状況からすれば、選手が健康者であることの方が少ないと言えるだろう。IOCはけがを押して選手が大会に出場することを奨励してはいない。というより、むしろアナボリック・アンドロゲニック・ステロイド（AAS）群の使用禁止により、そのような選手の大会出場の機会を減少させているともいえる。しかしその一方で、IOC認定・使用可能薬物リストを発表し、選手の大会出場の機会の確保にもつとめている。1963年のドーピングの定義には、心理的方法も禁止されているが、アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章やJASA（日本体育協会）ドーピング・データベースには記されていない。ドーピングの定義に関しては、今後も検討が必要といえるだろう。

こういった定義上の問題に加え、現在使用が認められているビタミン類と禁止薬物の違いにも疑問を呈することができる。1993年におけるIOC認定・使用可能薬物リストの、薬物分類21.ビタミン剤および無機塩類製剤のところには、次のように記されている。「すべてのビタミン剤および無機塩類製剤の使用は認められている。しかし、“ビタミン剤”と称する製剤のなかには、精神運動刺激剤や蛋白同化剤のような禁止薬物を含有するものがある」。この文からもわかる通り、ビタミン類は使用が認められている。

では、ビタミン類と禁止薬物の違いは何なのだろうか。サイモンは、現在使用が禁止されている競技力向上薬物の種類と、使用が認められているビタミン剤やアレルギー症状の緩和剤とを、明確かつ簡潔に定義できないと述べている<sup>53</sup>。使用者に害がある点からすると、競技力向上薬物は前述したように、健康に害があると考えるのが適切であると思われ

---

<sup>53</sup> Simon, R.L., *Fair Play*, Westview, 1991. pp.73-74.

る。ビタミン剤やプロテインなどは、一般的な使用では害はない。しかし、多量に摂取した場合、何らかの害が予想されるが、これはすべての食物に共通するだろう。競技力を高める点からすると、薬物もビタミン剤も、程度の違いはあるが、どちらとも競技力を高める点で、共通であるといえる。もっとも両者の競技力を高める薬効は異なり、ステロイドなどはある程度長期間にわたって競技力を高めるのに対して（そのためのトレーニング期間も長く必要である）、ビタミン類などは一時的に競技力を高める。ただし、薬物でも麻薬性鎮痛剤・興奮剤などは一時的なものである。一時的ではあるが、死を招くこともある。

薬物ドーピング問題を議論する際には、薬効や副作用について疑問が呈されることが多い。薬物を大量に投与する人体実験は行えないので、効果や副作用について確実なことが言えないからである。前者の薬効に対しては、「本当に禁止薬物がパフォーマンス改善に効果があるのかわからない」との反論が予想される。しかし、実際にはそのような悠長なことは言っていられない。スポーツ関係者や薬物ドーピングを裏で処方しているような医師の間では、薬物に関する知識は相当深く理解されている。効果のない薬物などは使用されないし、されたとしてもそれだけのことである。後者の副作用に対しては、「どの薬物をどのくらいの量・頻度で使用すれば、どのような副作用（症状）が現れるのか明確にされなければ、薬物ドーピングが身体に害を及ぼすということは言えない」との反論も予想される。しかし、薬物ドーピングが身体に害を与える報告は、いくつもなされている。今回は三つ取り上げよう。

亀井・塙越<sup>54</sup>は、「本来、大部分の薬物は人体にとって異物であり、病気の治療や予防などの医療に用いてこそ有効なものである。健康人が薬物を利用した場合は、その薬物の副作用などにより、健康障害をきたすことにもなる。ことにスポーツ競技は激しい身体運動と精神の緊張をともなうものであり、このような状況における薬物使用は、より危険度が高いといわれている。アンフェタミン類のような中枢興奮剤やモルヒネ、コカインなどの麻薬・鎮痛剤は疲労感を軽減する作用があるため、競技者がこれらの薬物を使用した場合、元来本人が有している体力の限界以上の過労をまねき、過去の薬物ドーピング事故例に見られるように、死亡事故にまで至ることもある。また、興奮剤の使用は競技者に闘争心を必要以上に駆り立て、サッカーやフットボールのような激しいスポーツ競技における傷害事故の発生を高めることになる。アナボリック・ステロイドは骨格筋の発育を増進し、

<sup>54</sup> 亀井克利・塙越克己、「スポーツとドーピング」、浅見俊雄・宮下充正・渡辺融編、『現

筋力や体重を増大させる効力があるとされ、主に筋力を必要とするスポーツ競技の選手がトレーニング中の体力づくりに用いている。しかしながら、アナボリック・ステロイドの長期間使用は、青春期の発育不全、骨関節及び腱の傷害、肝及び腎機能低下、高血圧などのさまざまな弊害があることも知られている」と述べている。

全米大学スポーツ医学局(American College of Sports Medicine)は他の主要な医学組織と同様、ステロイドの重大な副作用について警告している。多量・高頻度で服用すると、少なくとも肝臓障害、動脈硬化、高血圧、精子数低下、女性の男性化といった副作用がある。また、ステロイドを常用すると、攻撃性や敵対心の増加といった人格変容をきたすと主張している<sup>55</sup>。

東邦大学医学部第一内科の高橋正人医師は、外来を担当する横浜東邦病院で薬物ドーピングの副作用に悩む選手約50人を診察したり、電話相談を受けたりした。競技はボディービルのほか、アメリカンフットボール、トライアスロン、競輪などである。ボディービルダーの男性(27歳)はコンテストで入賞したものの、薬物ドーピング検査で陽性が出て失格。その後、髪の毛が大量に抜けたり、爪がはがれるなど激しい副作用が出た。筋肉増強剤のスタノゾロールを大量に服用していたのが原因だった。また、別の男性ボディービルダー(27歳)は、胸が女性のようにふくらんで、ものが当たると痛むようになり、性機能の低下の症状も同時に出了。このほか、睾丸が小さく縮んだアメフトの選手の相談なども受けたという。いずれも筋肉増強剤の典型的な副作用だったという<sup>56</sup>。

薬物ドーピングが身体に害を与える報告を三つ取り上げた。しかし、実際には、どれほどどの量をどのくらいの頻度で服用すれば、どのような副作用(症状)が現れるのか明確ではない。その理由は、薬物にどのくらい反応を示すかは個人差が大きいし、その上薬物ドーピングの副作用についての人体実験などは行えないからである。

いずれにしても、薬物ドーピングが身体に及ぼす影響について確実なことは証明されていないが、身体に害があるものとして議論することが適切であろう。

薬物ドーピングと使用者の害という点から見ると、止む無くステロイド剤を処方している医師の意見も無視できない。オーストラリアのある高名なスポーツ・ドクターは、選手

---

代体育スポーツ体系』第11巻、講談社、1984. p.265.

<sup>55</sup> Todd,T., "The Steroid Predicament," in *Sports Illustrated*, August 1, 1983, pp.71-72.

<sup>56</sup> 每日新聞 1993年7月2日付記事。症例については、1993年7月3日の日本体力医学会関東地方会で発表されている。

へのステロイド剤の処方を公に認め、話題を呼んだ。ステロイド剤を使用する選手の健康への害を最小限に止めるため、というのが彼の主張である。選手個人によるステロイド使用よりも、できる限り安全な範囲で使うように指導し、またその経過を医学的に管理することは医師の努めである、という。また、選手がブラックマーケットに流れないようにするのも、こうした処方を行う理由の一つになっている。ブラックマーケットの薬物には偽薬が多く、より深刻な副作用が懸念されるからである<sup>27</sup>。しかし、医師が管理して薬物ドーピングを行うといっても、薬物の効果・副作用には個人差が大きいし、一概に安全性が増す保証はない。それに実際には、多くの選手は医師の協力を得て薬物ドーピングを行っている。ベン・ジョンソンの場合も同じであった。それに、理由はどうであれ、健康に害のあるものを処方することは、医師の倫理に反し、決して許されることではないとの考え方もある。

先に示した定義に則り、IOCは禁止薬物リストと検査プログラムを定め、オリンピックでの薬物ドーピングを阻止しようとしている。しかしながら、薬物ドーピング禁止の正当性自体には触れられていない。以下、本稿ではこの点について考察する。

### 3.2. 人間存在と薬物ドーピング

薬物ドーピングが、①人間の生活世界における存在にプラスに作用する、あるいは少なくともマイナスにならないこと、という基準に抵触するかどうか考察しよう。つまり、薬物ドーピングは生活世界における人間存在にどのような影響を与えるのかである。まず、生活世界での薬物ドーピングの主な理由、つまり、筋骨隆々の身体願望、アーノルド・ショワルツェネッガーやシルベスター・スタローンのような身体願望の理由で、私的に薬物を使用することは認められるかどうか考察する。次に、薬物ドーピングがスポーツ世界における存在にどう影響を与えるかを考察する。以下では主としてステロイド類の使用を念頭に考察をすすめる<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> 伊藤静夫, 「記録挑戦の陰で止むことのないアスリートたちの薬物依存」, 『別冊宝島』130, スポーツ科学・読本, 宝島社, 1991, pp.249-250.

58 一言に禁止薬物といつても、多くの種類がある。I.O.C.が指定している禁止薬物の種類では、興奮剤、麻薬、筋肉増強剤、ベータ遮断剤、利尿剤、ペプチドホルモン、の6種類である。これらの薬物は、即効性のあるもの（試合当日に使用するもの）と即効性のないもの（日常のトレーニング期間に試用するもの）、薬物の体外排泄を促進させるもの、に大別できる。これらをまとめて議論することは難しいし、効果的ではない。アナボリック・ステロイド類は、即効性のある興奮剤などとは異なり、トレーニングと併用することによつ

### 3.2.1. 使用者本人の存在

まず生活世界における薬物使用者本人の存在について考えよう。

薬物ドーピングは使用者本人の存在にどのような影響を与えるか。薬物ドーピングが使用者に害をもたらすとの指摘は数多くあり、実際に死にいたるケースもある。しかし、多くの場合、使用者本人の存在自体に影響を与えるものではないと考えてよいだろう。現行の自由主義の原則に基づけば、使用者自身に害がある行為も愚行権として認める必要がある。私的な薬物使用もこのケースに該当するであろう。本稿の提唱する環境倫理学的自由主義においても、愚行権をすべて認めないことはない。したがって、生活世界における薬物ドーピングは使用者自身の存在には影響ないといえる。

一方、スポーツ世界における薬物使用者本人の存在についても、生活世界における使用者本人の存在に準じて考えられると思われる。スポーツ世界に参入すること自体が、スポーツ世界以外に留まることに比べれば危険が増大する。したがって、スポーツを行うこと自体が愚行権のひとつと考えられる。薬物ドーピングはスポーツ世界における使用者自身の存在には影響しないといえる。

### 3.2.2. 他者の存在

では薬物ドーピングは他者危害原則に抵触するであろうか。まず生活世界について考えよう。生活世界で禁止が正当化されるためには、基本的には自由主義の原則の中の、他者危害原則の適用が条件である。自由主義に基づくならば、使用者本人への副作用は愚行権として認められる必要がある。しかし、前述した全米大学スポーツ医学局が他の主要な医学組織と同様、ステロイドの重大な副作用について警告している以上、それを愚行権として放置するわけにはいかない。つまり多量・高頻度で服用すると、少なくとも肝臓障害、動脈硬化、高血圧、精子数低下、女性の男性化といった副作用があるだけでなく、ステロイドを常用すると、攻撃性や敵対心の増加といった人格変容をきたす<sup>59</sup>。記憶に新しいところでは、日本でも 1993 年 11 月に、横浜中華街でステロイドを常用していた男性が殺人事件を起こし、ステロイドの副作用が疑われた。このように、ステロイドの副作用として攻撃性や敵対心を増加させると主張するとき、日常世界においても麻薬と同様にステロイ

---

て効果のある薬物である。

ドの使用が他者危害原則の適用対象となり、法律として禁じられる必要がある。これについては、何もステロイド類が人格を変容させ、攻撃性や敵対心を増加する副作用が科学的に証明される必要はない。その根拠は半谷<sup>60</sup>が述べているように、「疫学的因果関係」、そして「間接反証責任論」を適用すべきである。これらはいずれも水俣病問題から導き出された理論である。

半谷は、工場排水が水俣病の直接原因であることを科学的に証明するまで工場を操業停止にしなかった当時の考え方を批判・反省している。つまり、有機水銀中毒の原因はチツソの排水が原因である可能性が非常に高かったが、それを当時の科学の力で証明するまでには多大な時間がかかり、そのために被害を拡大させたと反省する。水俣病のように、人々の生命や安全に関することについては、まず工場排水を停止し、工場排水が原因ではないことを科学的に証明してから工場の操業を再び認めるべきであったと述べている。要するに、「疑わしきは罰する」である。

「疑わしきは罰せず」と「疑わしきは罰する」の使い分けについては、武谷の考え方を適用するのが良いと思われる。つまり、武谷は、「疑わしきは罰せず」を適用するのは犯罪の場合であり、人々の生命・安全に関することは「疑わしきは罰する」を適用すると考える。水俣病も薬物ドーピングも、人々の生命・安全(この場合の安全とは使用者の生命・安全ではなく、他者に危害を及ぼさないこと)に関しては同じである<sup>61</sup>。

「疫学的因果関係」は、1972年のイタイイタイ病訴訟の控訴審判決における原告側の主張であり、「病理学的・臨床学的な原因の解明に先立って、集団的発病の因果関係を推断するもの」である。これは「公害の原因究明と法的責任の追及は、排出物総体と結果との間に因果関係があれば足りるのであって、排出物のなかのいかなる特定物質が原因であるかまではつきりさせる必要はない」<sup>62</sup>ことを意味する。

<sup>59</sup> op. cit., Todd,T., pp.71-72.

<sup>60</sup> 半谷高久、「科学の倫理と水俣病」、都留重人他編、『水俣病事件における真実と正義のためにー水俣病国際フォーラム(1988年)の記録ー』、勁草書房、1989. pp.122-123.

<sup>61</sup> 武谷三男、『安全性の考え方』(岩波新書)、岩波書店、1963. p.221.

<sup>62</sup> ただし、生命・安全に関することは全てなんでもかんでも禁止しろというのではない。極端にいえば、人間は生きていること自体危険がつきまとう。この基準について明確に示すことは難しいが、それぞれのケースを慎重に検討する必要がある。以上のことから考えて、薬物ドーピングが身体に及ぼす影響については確実なことは証明されていないが、人格変容をもたらし、攻撃性や敵対心を増加させるという副作用があるものとして議論することが適切であろう。

<sup>63</sup> 丸山徳次、「文明と人間の原存在の意味への問い」、加藤尚武編、前掲書『環境と倫理』、pp.35-36.

「間接反証責任論」は、1971年の新潟水俣病判決での原告全面勝訴の根拠であり、「汚染源の追求がいわば企業の門前にまで到達したならば、原因物質の排出については、むしろ企業側において、自己の工場が汚染源にはなりえない理由を証明できないかぎり、事実上すべての法的因果関係が立証されたことになる」<sup>64</sup>ことを指す。

「疫学的因果関係」と「間接反証責任論」とをステロイド類使用に応用すると、ステロイド類の使用は他者に危害を加える危険性が指摘されているが、服用量や頻度、さらに個人差など、その危険を科学的に証明することはできない。だが、ステロイド類の使用が他人に危害を及ぼす可能性は指摘されている。それが他者の生命にまで影響を及ぼす可能性があるかぎり、ステロイド類の使用がまったく他者に危害を加える可能性がないことが証明されないかぎり、ステロイド類の使用に関しては法的に規制されるべきとなろう。

では次に、スポーツ世界において、薬物ドーピングは他者危害原則に抵触するかを検討する。結論から言えば、スポーツ世界において、薬物ドーピングが他の選手の安全を脅かすのであれば、スポーツ世界における他者危害原則に抵触するといえる。

ここで問われる安全性とは、選手自身の健康を害する安全ではなく(スポーツを行うことを選択すること自体が愚行権である)、スポーツマン共同体に参加している他の選手への安全である。この点について近藤は「個人を対象としたスポーツ種目であれば、たとえ相手が薬物ドーピングを行っていたとしても、他者に対して直接的な身体危害を加えることはない。百メートル競走、体操競技等を考えれば明らかである。だが、対人・集団を対象とした、特に身体接触を伴うスポーツ種目であれば、薬物ドーピングによる一種のサイボーグ化した身体と直接的接触が他者には課せられる。対人・集団のスポーツ種目が、対戦相手との対応関係によって勝敗が大きく左右される以上、薬物ドーピングが避けられなくなる。(中略) 薬物ドーピング行為は、スポーツ種目の特性によって個人に対する影響度に差があり、“他者の利益を害する行為”になる場合もあれば、そうでない場合もある」<sup>65</sup>と述べる。このように、身体接触を伴うスポーツ種目においては、薬物ドーピングを行っている選手が参加することは、それを行っていない選手の安全を大きく脅かす。またどのようなスポーツ種目においても、薬物ドーピングの有効性の有無が不明確であっても、薬物ドーピングに助けを借りた勝者が輩出されれば、薬物使用への誘惑、強制が余儀なくされる

<sup>64</sup> 同上書、pp.35-36.

<sup>65</sup> 近藤良享、「薬物ドーピング禁止規定に関する一考察」、『スポーツ教育学研究』第10巻第1号、1990.p.7.

状態になる。このことは、選手同士が薬物ドーピングに誘惑、強制され、結果的に両者とも薬物ドーピングに陥る共倒れ現象を引き起こすことになる。

まとめると、対人・集団を対象とした、特に身体接触を伴うスポーツ種目においては、薬物ドーピングをしていない選手の安全性が壊されるので、薬物を使用している選手としている選手が一緒に競技することは認められない。参加規程は、競技レベルがあまりにもかけ離れている選手同士を対戦させることは避けねばならない。ただし、このような議論では薬物ドーピング禁止の根拠とはならない。なぜなら参加者全員が薬物ドーピングを行えば良いからである。薬物ドーピングの禁止の根拠は、本稿で設定した基準①および②によって示される。したがって、個人を対象としたスポーツ種目であっても、薬物ドーピングは禁止されるのである。

しかし、どの特殊世界に参加する人でも、可逆的に生活世界と特殊世界を行き来している。一度特殊世界に入ったら、再び正常な日常生活を送れない不可逆の世界であれば、そのような世界を特殊世界として認めるわけにはいかないだろう。それが現在の社会的コンセンサスであろう。

### 3.2.3. 未来世代の存在

最後に薬物ドーピングは未来世代にどのような影響を与えるか考察しよう。

まず生活世界における未来世代への影響を考えよう。明らかに薬物ドーピングは「世代間倫理」に抵触する可能性がある。つまり薬物の副作用が次世代に危害を及ぼす可能性がある。これはヨーナスの主張する「世代間倫理」、つまり未来世代に対する責任に抵触する。この点についても次世代の他者に危害を加える可能性がないことが証明される必要がある。「疫学的因果関係」と「間接反証責任論」、さらに「世代間倫理」の考えを適用すれば、自由主義に基づく生活世界ではステロイド類の私的使用は麻薬同様に禁止される。したがって、本稿で提唱する基準の①に、薬物ドーピング(ステロイド類)は反することになる。

では次にスポーツ世界における未来世代への影響について考察しよう。

薬物ドーピングはホルモン系に影響を与えるため、子孫に影響を与える可能性が十分にある。したがってこの点に関しては生殖関係の遺伝子操作と同様の注意が必要といえる。副作用の危険性について十分な情報が提供される必要がある。しかし未来世代へどの程度の影響があるかははつきりとは分からず、自己決定権が認められるためには、情報が十分に提供され、インフォームド・コンセントがその条件になるが、環境問題を含め、未来世に提供され、インフォームド・コンセントがその条件になるが、環境問題を含め、未来世

代への影響を考慮に入れる場合、現行の自由主義のような自己決定権を個人に認めてよいとは思えない。したがって、環境倫理学的自由主義への移行が不可欠といえる。さらに、情報公開という点に関して言えば、ヨーナスが述べている専門家の倫理が重要となる。環境問題にしろ薬物使用の副作用にしろ、最先端の研究が重要であり、それを行う研究者の倫理がつねに問われることになる。

以上の考察より、本稿の設定するスポーツ世界の基準①に、薬物ドーピングは反する。つまり、薬物ドーピングは生活世界における人間存在のうち、他者および未来世代の人間存在を危機に陥れる行為と判断できる。スポーツ世界における人間存在については、身体接触をともなう種目においては、他者の安全性を脅かすといえる。

### 3.3. スポーツ世界の共通善と薬物ドーピング

次にスポーツ世界における存在と薬物ドーピングについて考察が必要である。基準①に反しても基準②を推進するのであれば、状況に応じてそのような行為を認める可能性もあるからである。ここで注意すべき点は、「善」よりも「正」を優先し、「より早く、より高く、より強く」というオリンピックのモットーを善として選択した場合には、薬物ドーピングはスポーツ世界における存在にプラスに作用するであろう点である。しかしそすでに論じたように、現在において生活世界の「存在」を確保するためには、「正」、つまり自己決定を優先するわけにはいかない。そのため本稿ではスポーツ世界においても「善」を優先すべきと結論づけた。次に薬物ドーピングが基準②に反するかどうか考察しよう。

まず薬物ドーピングの歴史を振り返ろう。古代ギリシアにおいても、選手がパフォーマンスを向上させる目的で興奮薬を使用したことが報告されているが<sup>66</sup>、ここでは19世紀後半以降に限って見ることにする。1865年、アムステルダムの運河水泳競技で、選手が競技能力を高めるために薬物ドーピング（アンフェタミン使用）を行ったと報告されている。その後ヨーロッパを中心に、自転車競技、サッカー、ボクシングなどの競技で、さまざまな薬物がドーピングのために使用され、1886年のボルドーとパリ間600km自転車レースでは、過量の薬物（トリメチル）投与により選手が死亡したとの報告がある<sup>67</sup>。

ちなみにドープ（dope）という言葉が初めて英語の辞書に載ったのは1889年である。1934年に開発された「覚醒アミン」は、第二次世界大戦の夜間戦闘などで用いられたが、

<sup>66</sup> モトラム（黒田善雄、河野一郎監訳）、『スポーツと薬物使用』、文光堂、1991. p. 9.

戦後一時期、スポーツ界のドーピング薬物の主役となった。1952年のオスロ冬季オリンピックでは、スピードスケートの選手更衣室から注射器などが発見され問題になった。1956年のメルボルン・オリンピックでは、自転車競技選手がストリキニンを使用して痙攣発作による事故を起こした。1960年代以降は、「蛋白同化ステロイド」が、いわゆる筋肉増強剤として広く用いられるようになった<sup>68</sup>。

このような一連の薬物ドーピングの流行に対し、反ドーピング（anti-doping）議論は1950年代から高まり始めた。オリンピックで薬物ドーピングが大きな問題として取り上げられたのは、1960年のローマ大会のことである。自転車競技に出場したデンマークのクリス・エマネルク・イエンセン選手が、競技中に死亡する事件が起きた。検死の結果、興奮剤のアンフェタミンとニコチン酸を服用していたことが判明した<sup>69</sup>。この選手死亡というショッキングな事件を契機にIOCは薬物ドーピングを厳禁する方針を打ち出し、1960年にドーピング対策委員会を設け、1964年には東京でドーピング国際会議が開催され、IOC医事委員会を発足させた。そして1968年のグルノーブル冬季オリンピックからドーピング・コントロール（ドーピング検査）が実施されている<sup>70</sup>。同年からフェミニニティ・コントロール（セックス・チェック）も実施されるようになった。1971年にIOC医事委員会は初の禁止薬物リストを発表したが、その数は増えつづけている。現在では「アンチ・ドーピング国際憲章」も作られている。これはIOC医事委員会が、広く国際的な視野に立ち、スポーツ界から薬物ドーピングを追放するために発表している憲章である。

以上のように薬物ドーピングの歴史を振り返ってみると、事故等から薬物使用を規制する必要が生じ、IOC側が規程を作成した。しかし規程ができた後は、薬物と検査のいたちごっこが繰り広げられてきた。IOCのバターナリズムに対して、先行研究で取り上げたバーケは、薬物使用も含めて、選手の自己決定を尊重すべきとの立場をとっている。このことは、すでに論じたように、善よりも正を優先するリベラリズムが生活世界に浸透し、その影響がスポーツ世界にも及んでいることを示している。

しかし、3.1で考察したように人間存在を考慮に入れる場合、そして人間存在を維持するためにはコミュニタリアニズムが主張する「善」が必要である点を考慮に入れる場合、

<sup>67</sup> 日本体育協会編、前掲書、p.899.

<sup>68</sup> 同上書、p.899.

<sup>69</sup> 谷口源太郎、「不透明な好記録」、『NUMBER』204号、1988年10月5日号、pp.102-104.

<sup>70</sup> 入口豊、前掲論文、pp.100-118.などを参照。

薬物ドーピング問題における IOC のバターナリズムには正当性が認められる。したがって、この立場に立てば、薬物ドーピングの選択は選手の自己決定権には含まれない。

#### 4. スポーツ世界と生活世界の未来像

コミュニケーション主義、そして環境倫理思想に基づく本稿では、未来におけるスポーツ世界および生活世界のあり方にまで言及することが不可欠といえる。そこで本稿の最後に、スポーツ世界と生活世界の未来像について考察しよう。

##### 4.1. オリンピックの未来像

###### 4.1.1. 恐怖の発見法に基づくオリンピック：進歩思想から循環思想へ

ヨーナスは、現在の科学技術に代表される人間の能力の際限のない拡大が、人類滅亡をもたらす可能性があることを強調することで、第一の倫理原則を導出した。その方法は「恐怖の発見法」<sup>71</sup>であり、恐れに訴える道徳哲学がヨーナスの方法である。未来のこと、そして自然・環境に未知なことは多い。科学の発展によってそのことがますます明らかになってきている。例えば環境ホルモンが人体に及ぼす影響などは最新の科学的知見によって明確化されつつある。今後も科学の発展により、人間の行為や人間が作り出す物質が、未だ明確化されていないことが多い。ヨーナスは、「希望の原理」よりも「恐怖の発見法」の方が多くのことを学ぶことができると言っている。そのためヨーナスは、未来世界のイメージを抱き、それに感情を加えていくことが大事である。これによって人間は自らの行動規制をすべきとなる。具体的には、自らの子供、孫、そして子孫への愛情といった責任感情である<sup>72</sup>。

では、このヨーナスの「恐怖の発見法」に基づくと、オリンピックの未来像はどのように描かれるであろうか。ヨーナスは近代以降の科学技術の発展を無条件に否定するわけではなく、現在では最先端の知見によって支えられる必要性も自覚している。現代科学、そしてオリンピック・スポーツにも共通する「進歩思想」にヨーナスは警告を発している。特にオリンピック・スポーツにおいては、グットマンが現代スポーツの特徴として指摘したうちの「記録主義」が問題となる。存在を重視し、持続可能をキーワードとする環境倫理思想に

<sup>71</sup> Vgl. Jonas, S.7-8.

基づけば、「記録・難易度主義=進歩理論」よりも「勝敗・順位主義=循環理論」が望ましい。これを発展させれば、個人種目(陸上競技や競泳など)よりも、対人型のチーム種目の方が、環境倫理思想には適している。つまり、環境倫理思想に基づくという限定付きで、スポーツ種目にも適不適がある。記録・難易度主義の例をあげると、体操競技で難易度が上昇しすぎること、あるいは陸上競技などで世界記録が向上しすぎることは、未来世代から記録追求という目的、楽しみを奪うという見方もできる。個人種目においては記録(世界記録)に注目が集まりやすい。これと比較すれば、球技種目は反復が可能であり、勝敗・順位のみを問うことがより容易であるといえよう。

さらに、広大な空間や自然に入っていくようなスポーツは、環境倫理思想からみれば適しているとはいえない。ゴルフやスキーなどの実施には十分な環境倫理思想の取り込みが求められるだろう。特定の空間で行うことが可能なチーム・スポーツであっても、環境倫理思想を考慮し、スポーツ施設の乱立等には注意が必要となろう。

また、「恐怖の発見法」はユートピア的な見方に対立する方法であり、この点からは現在のスポーツ世界が掲げている理念に含まれるユートピア的な側面を排除することが必要となろう。具体的には、“Sport for All”に代表されるような、スポーツを行うことを個人の権利と捉える考え方である。オリンピズムはより多くの人々がスポーツに参加することを奨励するが、その一方で、現実には飢えている人々がたくさんいる。“Sport for All”もユートピアであるし、もしもすべての人がスポーツ権を要求したら、かえって人間の存在を脅かしかねない。スポーツを行う場所、スポーツ施設も有限である。

#### 4.1.2. 政治哲学的具体化および専門家の責任と倫理

未来や自然について、人間はすべての情報を得ているわけではない。人間が自己決定を行うためには情報が前提となる。しかしその情報が不十分である事柄については、人間の自己決定に委ねるわけにはいかず、ある種のパターナリズムが必要となる。つまり未来や自然・環境に影響を与える事柄については、各自に自己決定権を認めるわけにはいかない。では誰がこの「パターナリズム」を設定するのか。社会的分化と各領域の専門化が進んだ現代においては、各領域の専門家がそれを設定する以外にない。スポーツ世界で言えば、IOC組織のあり方、そして IOC 委員の倫理・責任が問われる。IOC は、本稿で主張してきた

---

<sup>72</sup> a.a.O.,S.165.

ような、環境倫理思想を十分に考慮する必要がある。特に、種目を増やして大会を大規模化したり、商業主義を前面に打ち出したオリンピックの運営をすべきではない。これらは環境倫理思想に反する。長野オリンピックの滑降コース問題の教訓を生かすなら、オリンピック大会の分離開催も実施すべきであろう。同時期適地開催が必要となろう。

いずれにしても、環境倫理思想に基づいてオリンピック大会を開催することは、現在のオリンピック大会のあり方を根底から改める必要がある。環境倫理思想はある面では非常にラディカルな思想であるが、人間存在を重視するなら、それに基づいたスポーツ世界を築く必要がある。人間存在を考慮すれば、私たち人類の選択肢はそれほど多いとはいえない。各自の自己決定尊重にも今以上の規制が必要になると考えられる。

#### 4.2. 生活世界の未来像：地球全体主義そして存在の優先へ

本稿では、コミュニタリアニズム、および環境倫理思想からスポーツ世界について考察してきた。生活世界とスポーツ世界それぞれの現状分析に基づき、生活世界の一領域であるスポーツ世界から、存在と共通善を重視し、それを生活世界に向けて主張していく必要性を主張してきた。4.1.ではスポーツ世界の未来像について考察したが、本稿が環境倫理性を基礎としている当然の帰結として、ヨーナスが主張する「地球全体主義」へ向かう必要がある。つまり環境倫理思想を本稿で論じてきた競技スポーツ世界だけに限定しておくわけにはいかない。つまり一般の人々が行うスポーツ、さらに体育、そして生活世界全体に環境倫理思想を拡大していく必要がある。

第1章で見たように、人間には程度の差はあるが本質としての「差異化」を認めざるを得ない。そしてスポーツ自体も人間の差異化によって成立し、差異化を目指すものである。従来のスポーツの差異化とは、スキルやテクニック、競技能力の差異化であった。しかしこれはいわば狭義の差異化であり、環境倫理思想に基づく広義の差異化とは、おそらく存在(身体)自体の差異化と言えよう。人間性の中に差異化がある以上、スポーツの差異化の一つに存在の楽しみもあるのではないか。空間で身体を動かす、あるいは動かさないことによる楽しみなど、競技力の差異化よりも存在を楽しむことができる。環境倫理思想の中の差異化とは、存在の差異化、つまり環境の善し悪しを感じる身体の差異化といえよう。こういった点を、スポーツ世界だけに限定せず、体育へ展開し、身体感覚、身体快楽を通じて生活世界に影響を与える努力が必要であろう。環境の危機を身体で理解することも、存在の楽しみのひとつと言えるかもしれない。

従来の近代的存在に対して、環境倫理学的存在に注目する必要がある。新たな身体観が要請されている。未来世代を考慮に入れれば人類の「生と死のバランス」が重要である。未来世代生存のためには、現存する人間存在が地球上から去らねばならない。地球は、空間も資源も有限である。現在のように延命、長寿を求めるだけではうまくいかない。

環境倫理思想に基づけば、本稿で考察してきたことを、各自の自己決定に委ねるのではなく、地球全体主義として制度化する必要がある。その実行機関は、従来の進歩思想から循環思想への転換を実行することになる。もちろんそれを決定・実行する機関をチェックする第三者の機関は必要となる。エリ亞スの文明化理論によれば、社会的分化と暴力抑制のためにには制度化が必要であった。その制度化が実際には進歩主義を支えてきた。しかしさポーツ世界に生じている問題の病巣を見てみると、進歩主義から循環主義への転換が求められている。ここで扱った環境倫理思想に基づけば、その制度化自体を否定するのではなく、制度化によって生活世界、スポーツ世界とともに循環主義を実行していく方向性が要請されている。